

経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	設楽町商工会 (法人番号) 4180305007487 設楽町 (自治体番号) 235610
実施期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
目標	①小規模事業者の経営力強化 ②小規模事業者の新陳代謝の促進 ③地域資源の活用と商品化
事業内容	<p>1. 地域の経済動向調査に関すること 地域の小規模事業者が経済動向を把握し、地域的経営課題や業種別経営課題を適切に把握し持続的発展につながるべく情報提供を行う。</p> <p>2. 需要動向調査に関すること 消費者動向アンケート調査を実施する。商品ブをラッシュアップすることで市場での優位性を高め、販路開拓につなげる。</p> <p>3. 経営状況の分析に関すること 小規模事業者への経営状況の分析を行い、事業者の財務状況、強み・弱みなど当該事業者の状況を把握する。</p> <p>4. 事業計画策定支援に関すること 小規模事業者に対して、経営課題の解決策の提案や事業計画書作成を支援する。</p> <p>5. 事業計画策定後の実施支援に関すること 事業計画策定後における進捗状況の確認およびフォローアップを四半期に一度の頻度で巡回訪問を行う。高度な課題については、専門家派遣制度の活用し、課題解決に導く。</p> <p>6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること 多様な顧客のニーズに合った商品・サービスを提供・発信する機会を増大させるため商談会、展示会等への出展を支援し販路開拓につなげる。 ① “地域の絆” 情報交換・商談会への参加支援 ② オンラインショップ開設を含めたホームページ作成支援</p>
連絡先	<p>設楽町商工会 〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字上原 2 番地 6 電話番号 0536-62-0004 mail sitara@aqua.ocn.ne.jp</p> <p>設楽町役場 産業課 依田佳久 〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地 電話番号 0536-62-0500 mail sangyo@town.shitara.lg.jp</p>

(別表1)

経営発達支援計画

経営発達支援事業の目標

1. 目標

(1) 地域の現状及び課題

①現状

・立地

設楽町は、愛知県の北東部に位置し、名古屋市中心部から90km、豊橋市及び豊田市の中心部から60kmの距離にあり、東は東栄町・豊根村、西は豊田市、南は新城市、北は長野県根羽村と隣接している。平成17年10月1日に旧設楽町と旧津具村が合併をして新しい設楽町となったが、商工会はそれぞれの地区に残っており、設楽町商工会と、津具商工会の2経済団体が併存している。

東西に22.4km、南北に19.7km、総面積273.94km²あり、総面積の約9割を占める山林は、1000m級の山々が連なり、豊川、矢作川、天竜川という3大水系の水源ともなっている。行政、商業を担う町の中心地で、人家が連担している田口地区、まとまった平坦地が広がり、山間地域では有数の農業地帯となっている名倉地区及び津具地区、国の無形民俗文化財の田峯田楽をはじめとする数多くの郷土芸能を保有し、いくつかの河川沿いに小規模な集落が点在している清嶺地区と大きく3つの地域に分けることができる。

町の西部一帯には愛知県内最大級の規模を誇るブナ、ツガなどの林、きららの森「段戸裏谷原生林」が広がり、その景観は水源地のシンボルのひとつとなっている。

・人口推移

設楽町の平成17年の人口は5,037人となっており、令和2年は比較すると約1,500人減少し、人口減少が深刻な状況となっている。また、設楽町がまとめた将来の人口展望によると、現状維持の場合2060年には、1,111名となると推測。この危機的な状況に対応するために、設楽町では平成28(2017)年3月に「設楽町人口ビジョン」及び「設楽町総合戦略」を策定し、「子育て世帯(年間10世帯)の移住者を確保する」を目標とし、現在実施中である。



	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
地区の人口	5,037人	4,651人	4,067人	3,541人
平成17年を100%とした割合	100%	92.3%	80.7%	70.2%
設楽町全域の人口	6,652人	6,116人	5,357人	4,672人
平成17年を100%とした割合	100%	91.9%	80.5%	70.2%

・小規模事業者数の状況

平成 18 年事業所・企業統計調査では事業所数が 244 事業所であったが、平成 28 年経済センサス活動調査では 186 事業所となり、23.8%の減少。小規模事業者に至っては、25.9%の減少と激しい状況である。

(商工業者数)

	建設業	製造業	卸・小売業	飲食店・宿泊業	その他	計
H18 年	41	19	77	36	71	244(213)
H24 年	36(32)	17(14)	63(54)	36(29)	83(74)	235(203)
H28 年	30(27)	12(11)	52(43)	30(25)	62(52)	186(158)

資料 平成 18 年は事業所・企業統計調査、平成 24 年、平成 28 年は経済センサスより作成
計の () は小規模事業者数

・地域資源の現状

愛知県で指定された設楽町の地域産業資源は次のとおりである。

■工業品又は鉱工業品の生産にかかる技術

愛知の清酒、五平餅、こんにゃく、メープルシロップ、甘露煮

■農林水産物

米、天狗なす、トマト、絹姫サーモン、鳳来マス、三河材、ジビエ（イノシシ、シカ）、あまご、鮎、エゴマ、シクラメン、茶、段戸牛

■観光資源

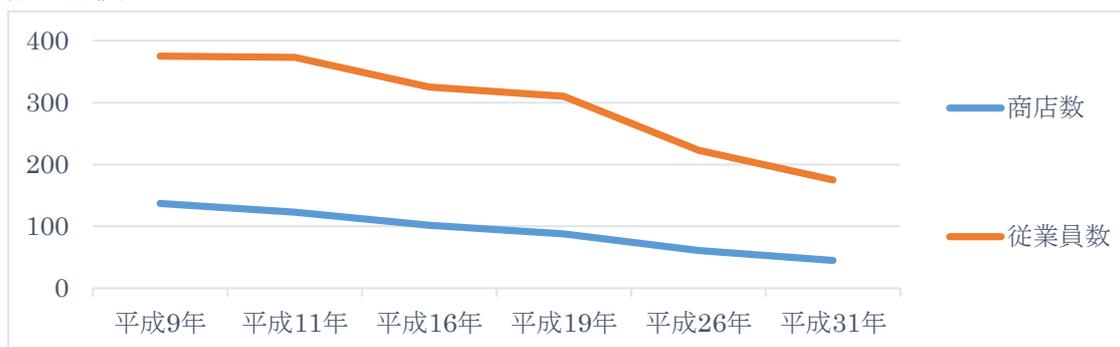
三河の田楽（田峯田楽、鳳来寺田楽、黒沢田楽、黒倉田楽）、きららの森、田峯城、参候祭、念仏踊り、百万遍念仏、棒の手、岩古谷山、清水のコヒガンザクラ、田峰観音奉納歌舞伎、寒狭川（ヤナ場）、田峰観音、花祭、面ノ木園地

【商工業の現況と課題】

■商業

平成 31 年時点の商店数は 45 店、従業員数は 175 人で、ほとんどが小規模な家族経営であり、10 年前の約 6 割まで減少し、今では空き店舗が増加している。車社会により近隣都市の大型小売店での購入が大半を占め、地元商店での購入は日用雑貨、食料品が主なものとなっている。高齢者のみの世帯増加に伴い、日常の買い物に不便を感じる買い物弱者の増加が懸念される。今後の課題として、高齢者が買い物しやすいよう集積した商店街や移動販売、新商品開発などが必要である。

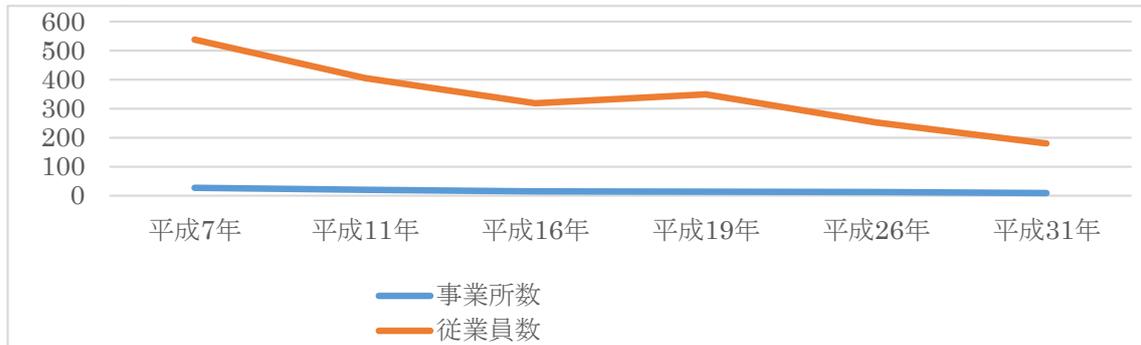
(商業の推移)



■工業

平成 31 年時点の事業所数は 9 事業所、従業員は 180 人、零細事業所が多く年々減少している。平成 27 年には矢崎部品(株)田口 BF が撤退。新規の企業進出がなく、雇用の面でも厳しい状況にある。今後の課題としては、若者雇用の増加と新規企業誘致の推進が必須である。

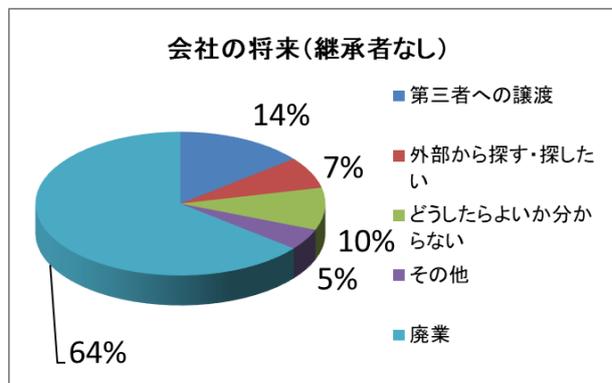
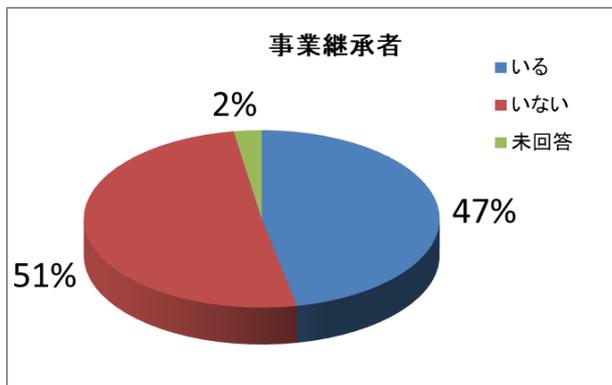
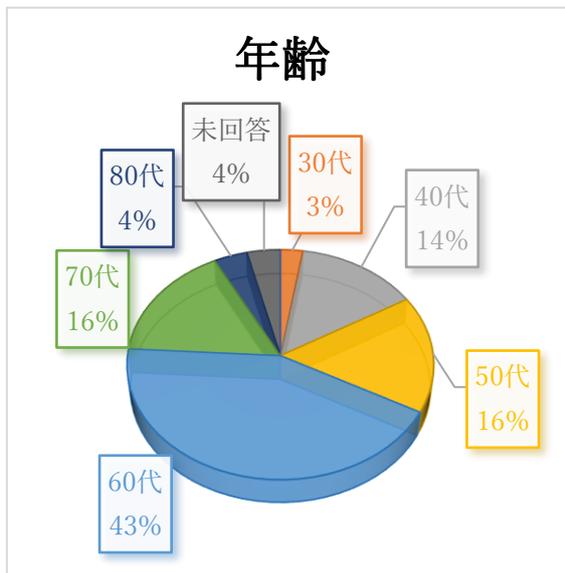
(工業の推移)



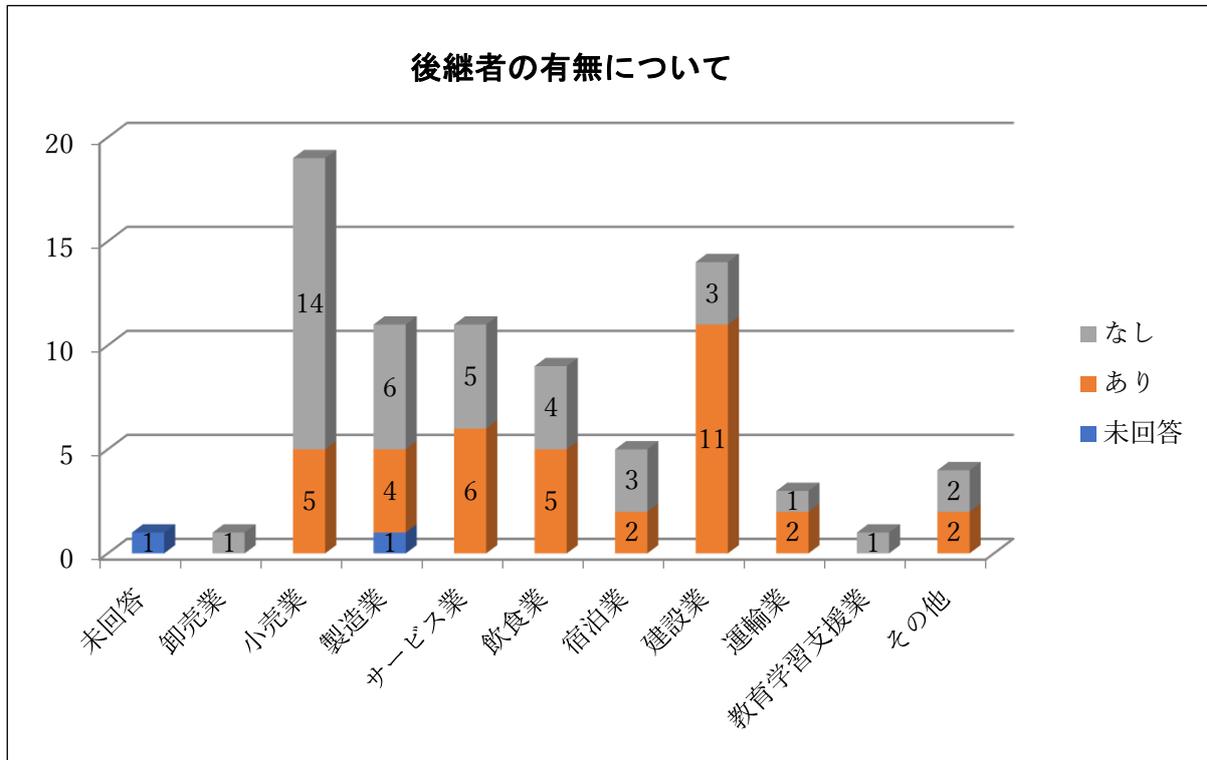
■事業承継

平成 27 年に設楽町が実施した商工業者へのアンケートによると、事業主の年齢構成は、60 代が 43%と最も多く、続いて 40 代と 70 代が 16%である。60 代以上が 63%を占め、後継者のない事業者が 51%ある。

後継者のいない事業者では、廃業 64%、第 3 者への譲渡及び外部から探したい 21%となっている。



後継者の有無について



平成 27 年度に設楽町が小規模事業者（会員）に行ったアンケート調査（サンプル数 77 件）結果では、後継者があると回答した事業所が 37 社（48.1%）と半数以下となった。

- その理由は
- ①後継者がいない
 - ②事業に将来性がない
 - ③地域に需要、発展性ない

との回答が多く、おおよそ 10 年後には小規模事業者数が半減してしまうことが予想される。

《設楽町総合計画》2017～2026地域産業の魅力と活力あふれるにぎわいのまちづくり

1. 行動指針の趣旨

設楽町は、農業、林業、水産（内水面）業の他、宿場町として商工業も発展してきた歴史があります。しかし、これらを取り巻く環境は、時代の変化と少子高齢化や人口減少により厳しさを増しています。平成 27 年に実施した町内事業所アンケートによれば、事業後継者が「ある（いる）」と回答したのは 77 事業所中 37 事業所（48.1%）という結果でした。

今後の町の産業振興のためには、地域産業の活力を引き出し、観光施策と連携させ、町全体の魅力と活力の増加を図ります。

2. 施策の方向性

1) 農林水産業の振興

- 農林水産業を担う人材の確保・育成を支援します。
- 利用度の低いチップ材や端材等の搬出を促進するとともに、貴重な地域資源として有効活用に取り組めます。
- 農林水産業の生産基盤及び流通体制を強化するための支援をします。

2) 商工業の振興

- 商工業を担う人材の確保・育成を支援します。
- 観光施設と連携し、町外からの集客を図ります。
- 町内消費を促進します。

3) 資源活用のしくみづくり

- 遊休農地や未間伐森林等を新たな地域資源として活用します。
- 観光施設の適正な管理運営（経営）を進めます。
- 地域特産品の発掘・改良に取り組みます。
- 東三河森林活用協議会と連携し、森林資源の価値を高めつつ、需要拡大を図ります。
- 観光まちづくりを担う人材の確保・育成を進めます。

4) 観光資源の発展と魅力発信

- 観光基本計画に基づき、地域産業を活かし、地域づくりと連動した観光施策を推進します。
- 特産品・地域資源の魅力を発掘・発信します。
- 設楽ダム建設に伴う周辺整備や湖面利用について計画を策定します。

3. 重点施策

- 産業を担う人材の確保と育成支援
- 地域産業と連携し、かつ地域づくりと連動した観光振興
- 遊休農地の削減や、未利用農業施設等の有効活用の推進
- 低質材（チップ材等）の搬出量の増加及び有効活用の検討
- 観光集客施設の新たな整備、充実
- **道の駅をはじめとする観光施設と連携した、観光入込客を呼び込むための取り組み**
- **商工会と連携した取り組みによる、町内商店等の利用の促進**
- **関連事業者等と連携した、特産品や地域資源の発掘や情報発信等**
- 設楽ダム周辺整備や湖面利用にかかる具体的検討
- 創業支援事業計画に基づく起業支援制度の新設

（商工会としての方向性）

地域資源は地域の宝であるが、十分に活用されているとは言えない状況である。他地域と差別化できるものもあり、商工会として今後活用を検討し地域商工業の振興につなげていきたい。

なかでも設楽ダム建設工事は小規模事業者への影響が大きく、設楽ダム建設現場見学ツアーは、今しか見られない建設現場や景色が見れるということもあり、町外からの顧客に人気がある。この機会を生かし、地元飲食店や小売店は、設楽ダムカレーなどの地域資源を活用した商品開発、販路拡大やブランド化を推進するとともに他の地域資源にも着目して活用の方策を検討していく。

（2）小規模事業者の中長期的な振興のあり方

上記の現状及び課題、設楽町総合計画を踏まえて当商工会の小規模事業者の中長期的な振興のあり方は以下のとおりである。

小規模事業者の規模及びニーズから金融指導、税務指導を中心とした従来の経営改善普及事業の取組で小規模事業者への支援を行ってきたが、人口減少などの外部環境の変化によりこれまで同様の支援では、企業の持続的発達は期待できない状況になってきた。

今後は地域の課題を踏まえ、国・愛知県・設楽町の動向、経済動向や需要動向を見極めたうえで地域産業の活性化を図るため、個社の経営基盤の強化のための事業計画作成、新たな需要が喚起できる支援、新事業展開や創業支援、事業承継支援など小規模事業者への継続的な経営支援を行い、

経営力の強化を図り、小規模事業者の減少に歯止めをかける必要がある。

また、設楽町の地域産業資源である清酒、メープルシロップ、五平餅、米、トマト、三河材、ジビエ(イノシシ、シカ)、あまご、鮎、絹姫サーモン、段戸牛、シクラメンや観光資源である田峯観音、きららの森、寒狭川(ヤナ場)、を活用し商品開発や地域の逸品として販路を拡大し、売上増を目指していく。特に令和8年完成予定である設楽ダムをビジネスチャンスと捉え、新商品開発や販路拡大支援を実施する。

(3) 経営発達支援計画の目標

①小規模事業者の経営力強化

小規模事業者は勘や経験則に基づく経営をしているところが多く、人口減少など外部要因に伴う地域の需要減少などに対応できずに衰退している現状がある。自社の現状を正しく把握して計画的な経営を継続することの重要性を認識し実行することを継続的に支援することで小規模事業者の経営力を強化し、小規模事業者の減少に歯止めをかける。

②小規模事業者の新陳代謝の促進

経営者の高齢化や後継者がいないなどの理由で廃業せざるを得ない事業者が増加している。小規模事業者の維持を図るため、円滑な転廃業の支援、事業承継の支援、新規創業の促進を図る。

③地域資源の活用と商品化

令和8年完成予定である設楽ダムを新たなビジネスチャンスと捉え、新商品開発や設楽ダムカレーなどの既存商品のブラッシュアップ、町外への販路拡大支援を行う。令和3年4月オープン予定である道の駅「せいれい」にて、新商品の需要調査を行い、ブラッシュアップし、商品化する。

経営発達支援事業の内容及び実施期間

2. 経営発達支援事業の内容及び実施期間

(1) 経営発達支援事業の実施期間（令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日）

(2) 目標に達成に向けた方針

本計画の目標を達成するため、以下の方針により経営発達支援事業を実施する。

①伴走型の小規模事業者支援実施の方針

商工会職員は巡回窓口相談や経営相談などの機会を捉えて小規模事業者の経営課題の掘り起こしを行い、課題解決に向けた事業計画の策定を支援し、定期的なフォローを続けながら小規模事業者に寄り添った伴走型支援を実施する。

②創業者等に対する支援実施の方針

創業支援セミナーや窓口に来訪した創業予定者を、フォローアップ指導等により支援する。また、創業後間もない事業者に対するきめ細かな伴走型支援を実施する。後継者のいない小規模事業者に対して事業承継支援を行う。

③地域資源を活用する小規模事業者に対する支援実施の方針

地域資源を活かした特産品の開発及びブラッシュアップによる新規需要の拡大に対する支援を実施する。

(3) 経営発達支援事業の内容

3-1. 地域の経済動向調査に関すること

(1) 現状と課題

当地域の小規模事業者が持続的な発展を図っていくためには、個々の企業規模・業種・業態・人材等の経営資源、証券からみた事業の将来性を把握したうえで情報提供を行っていく必要がある。

現在は、愛知県商工会連合会が実施する中小企業景況調査、全国商工会連合会が実施する小規模企業景気動向調査の調査結果でさえ、十分に周知をされてなく、小規模事業者へは、小規模企業施策や、金融、税務、労働など直面する問題への情報提供が中心で、地域小規模事業者の持続的発展や経営発達につながる情報提供はなされていない。

今後は、全国・県・近隣市町村の経済動向を、統計調査や他支援機関から情報収集し、分析することにより地域的経営課題及び業種別経営課題を的確に把握し、小季語事業者の今後の見通しや対応策などの策定、経営戦略の立案に活かし、持続的発展に資する情報提供を行っていく。

(2) 目標

	現行	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
①公表回数	—	1回	1回	1回	1回	1回
②公表回数	—	4回	4回	4回	4回	4回

(3) 事業内容

地域の小規模事業者が経済動向を把握し、地域的経営課題や業種別経営課題を的確に把握し、持続的発展につながるべく情報提供を行う。

①管内小規模事業者を対象とした景況動向調査の実施

管内の景況動向についてより詳細な実態を把握するため、年1回、会員（小規模事業者）に対してアンケート調査を実施し、分析する。

【調査対象】管内小規模事業者30社（建設業、卸小売業、サービス業から10社ずつ）

【調査項目】売上額、仕入価格、経常利益、資金繰り、雇用、設備投資、経営上の問題点

【調査手法】調査票を郵送し返信用封筒で回収する。

【分析手法】経営指導員が分析を行う。

②中小企業景況調査等の調査結果を活用した情報提供の実施

愛知県商工会連合会や全国商工会連合会など、広域的な景況調査動向の調査結果（データ）を利用し、情報を提供する。地域特性もあり、毎月では期間が短く傾向が把握しにくいので、四半期ごとまとめられている調査資料を中心に、景況感、売上額、採算、資金繰り、設備投資、経営上の問題点など共通する項目について比較分析する。

（4）成果の活用

情報収集・分析した結果は、ホームページに掲載し、広く管内事業者に周知する。情報収集・分析した結果を、巡回窓口指導時に紙媒体で情報提供を行い、地域の経済動向について把握してもらうとともに、事業計画を作成する際のツールとして活用する。

3-2. 需要動向調査に関すること

（1）現状と課題

小規模事業者においては、消費需要動向を掴んでいないまま、商品・役務を身近な市場に投入しているケースが非常に多くみられる。その情報源は、主に取引している納入業者等から同業界の需要に関する情報であると思われる。納入業者が足を運んで肌で感じた声であり、ある程度の信憑性があると思われる。しかしデータに偏りがある可能性もあり、それだけに頼ることはできない。それだけに、その声の裏付けとなるべく、対象事業者が置かれている条件と合い、根拠に基づいた調査資料が必要である。

地域内の小規模事業者が提供する商品・サービスについて、ターゲットとなる消費者の嗜好を把握し、課題等を確認、その後のブラッシュアップ、さらに販路拡大に生かすための調査を実施する。

（2）目標

	現行	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
調査対象事業者数	—	2社	2社	2社	2社	2社

（3）事業内容

○消費者購買動向アンケート調査の実施

事業計画策定支援を実施した小規模事業者、販路拡大を目指している小規模事業者等の中から調査対象事業者及び対象商品等の掘り起しを行う。

調査については、事前に事業者と調査内容について打合せを行い、調査場所に職員が同行、各消費者に対する聞き取り調査を行う。その後まとめた分析結果を事業者に情報提供し、対象商品のブラッシュアップに活用することで市場での優位性を高め、販路開拓に繋げていく。

【サンプル数】来場者30人

【調査場所】下記の中から対象商品に適した場所を検討する。

①令和3年4月完成予定である道の駅「せいれい」の来場者

（主としてファミリー層をターゲットとする商品）

②商工会青年部員によるモニター調査

(主として若者をターゲットとする商品)

【調査方法】開発中の商品について試食し、経営指導員等が聞き取りし、アンケート票へ記入する。

【分析手段・手法】調査結果は、整理(集計、図式、グラフ化)・分析し(消費者ニーズ等の傾向を分析。併せて、専門家等の連携支援を受ける)、紙媒体にまとめ情報を提供し、新商品等のブラッシュアップに活用し、販路開拓支援をする。

【調査項目】①味 ②甘さ ③触感 ④色 ⑤サイズ ⑥価格 ⑦見た目 ⑧パッケージ等

4. 経営状況の分析に関すること

(1) 現状と課題

これまでは、記帳指導や決算指導を活用している企業においても、単に税務申告をしているにとどまり、財務状況を正確に把握し、数値に基づいた経営・財務分析による経営改善の提案はできていないのが現状である。

事業計画の策定、策定後の実施支援を適切に実施するため、事業者の財務状況、強み・弱みなど当該事業者の状況を把握する必要がある。事業者への聞き取りや財務分析による経営状況の分析を行い、事業者支援の基礎資料とする。高度・専門的な知識が必要な場合は、外部専門家と連携して実施する。

(2) 目標

	現行	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
分析件数	0件	8件	8件	8件	8件	8件

(3) 事業内容

①経営指導員等による巡回指導、窓口相談により経営分析を行う事業者を発掘する。

②経営分析の内容

【対象者】経営指導員等による巡回指導、窓口相談により意欲的で販路拡大の可能性の高い8社を選定。

【分析項目】定量たる「財務分析」と、定性たる「SWOT分析」の双方を行う。

《財務分析》売上高、経常利益、損益分岐点、粗利益率

《SWOT分析》強み、弱み、脅威、機会

【分析手法】「経営計画つくるくん」を活用し、経営指導員が分析を行う。高度な専門的知識が必要な場合は、外部専門家と連携して実施する。

(4) 分析結果の活用

分析結果は、当該事業者にはフィードバックし、事業計画の策定に活用する。

分析結果をデータベース化し、内部共有することで、職員のスキルアップに活用する。

5. 事業計画策定支援に関すること

(1) 現状と課題

これまでは、小規模事業者の要望に応じて支援をしてきたが、簡便なもので検証もないため、その効果も図れないという状況であった。

今後は、小規模事業者における経営分析の結果や経営課題の抽出等により、前向きな事業展開へと導き、その目標達成までの確実性を高めるため、事業計画の策定について支援を行う。

(2) 支援に対する考え方

経営分析を行った小規模事業者の中から、自ら経営の持続的発展に取り組もうとする事業者や新たな取り組みを目指す事業者などを対象に事業計画策定支援を行う。事業計画を作成する過程において経営の現況などを把握し、経営全体を見直すきっかけとなるように導く。また、必要に応じて愛知県商工会連合会など支援機関の専門家と連携して支援を行う。

(3) 目標

	現行	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
事業計画策定件数	—	5件	5件	5件	5件	5件

(4) 事業内容

経営分析を行った事業者に対して、経営課題の解決策の提案や事業所の強みを生かした事業計画書作成を支援する。

【支援対象】経営分析を行った事業者

【手段・手法】経営指導員等が外部専門家を交えて事業計画の策定を行う。

6. 事業計画策定後の実施支援に関すること

(1) 現状と課題

これまでは、明確な事業計画に基づく支援もフォローもなされていなかったため、事業者の要求に応じて資金繰り改善などの断片的な支援を適宜行ってきたが、事業計画に基づいた計画的なフォローアップを十分にできていないのが現状である。

今後は、小規模事業者が策定した事業計画書の進捗状況、実現性、修正点、実行にあたっての課題を把握し、解決するためのフォローアップを計画的に実施していくことが課題である。

(2) 支援に対する考え方

フォローアップ支援は、進捗状況とともに新たな経営課題を確認し、課題の解決や今後の計画実行に必要な情報提供、施策の活用、専門家の助言など状況に応じたきめ細かな支援を行う。

(3) 目標

	現行	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
フォローアップ対象事業者数	—	5社	5社	5社	5社	5社
頻度(延数)	—	20回	20回	20回	20回	20回
売上増加事業者数		3社	3社	3社	3社	3社
利益率5%以上増加の事業者数		3社	3社	3社	3社	3社

(4) 事業内容

事業計画を策定した全ての事業者を対象として、経営指導員等が四半期に一度の頻度で巡回訪問し、事業の進捗状況の確認、改善等の支援を行う。

なお、進捗状況が思わしくなく、事業計画との間にズレが生じていると判断する場合には、外部専門家など第三者の視点を必ず投入し、ズレの発生要因及び今後の対応方策を検討のうえ、フォローアップ頻度の変更等を行う。

【指導内容】・策定した事業計画の進捗状況について確認、検証、修正。

- ・経営課題（経営全般、金融、雇用、税務、マーケティングなど）の有無の確認および助言、指導
- ・高度または専門的な課題に対しては専門家派遣制度の活用。

7. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること

(1) 現状と課題

これまでは、需要開拓に寄与する販路開拓（展示会・商談会への参加PRやネット販売等）に対して、事業者からの相談案件がなかったことから、積極的にPRしていなかった。今後は、小規模事業者に対し、商談会や展示会への出店を促し、顧客ニーズにあった商品・サービスを提供・発信する機会を増大させる。事業者から需要開拓の事案が出てきた場合は、支援計画を進めていくうえで事業者にとって必要な情報を整理し、販路開拓に向けて、伴走支援をすることが重要である。

(2) 支援に対する考え方

商工会が自前で展示会を開催するのは困難なため、近隣市、県、首都圏で開催される既存の展示会への出展を目指す。出展にあたっては、経営指導員等が事前・事後の出展支援を行う。

(3) 目標

	現行	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
①展示会・商談会への参加事業所数	0社	2社	2社	2社	2社	2社
①展示会・商談会での成約件数	0件	2件	2件	2件	2件	2件
②ホームページの開設事業所数	0件	2社	2社	2社	2社	2社
②ホームページ開設による売り上げ増の事業所数	0件	2社	2社	2社	2社	2社

(4) 事業内容

①商談会参加事業（BtoB）

豊橋商工会議所主催の「地域の絆商談会」や豊川信用金庫が主催する「かわしんビジネス交流会」に参加するための支援を行い、毎年2社程度の参加を目指す。商談会にあたっては、資料作りや商談の進め方などの相談、支援を行い、商談がスムーズに運ぶように外部専門家の指導を仰ぎ、積極的な参加を促す。

出展後は、バイヤー等からの指摘やアドバイスによる商品のブラッシュアップ等についてフォローアップする。また、高度かつ専門的な指導を要する場合は、愛知県商工会連合会、ミラサポ、愛知県よろず支援拠点などの支援機関により専門家を招き指導を仰ぐ。

②オンラインショップ開設を含めたホームページ作成支援（BtoC）

販路拡大や事業所の認知度向上を希望する事業者に対し、ITを活用したネット販売を支援する。ホームページは、全国商工会連合会にある無料で作成できる「goope（ゲーペ）」を利用し、作成支援や、商品のブラッシュアップなど外部専門家を活用し、販路開拓を支援する。

8. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

（1）現状と課題

これまでは、事業報告等については、理事会を経て年1回の総会時に会員に対し報告するのみとなっているのが現状である。詳細な各事業の内容についての評価及び検証までされていないのが実態であり、今後は、毎年度1回PDCAサイクルを実行し評価、検証を行う。

（2）事業内容

①経営発達支援計画評価委員会による検証

商工会役員と法定経営指導員、愛知県商工会連合会職員、設楽町担当職員、外部専門家により経営発達支援計画評価委員会を組織し、事業実施状況の検証、成果の評価、見直しを行う。

②理事会・総会における評価・見直し案の決定

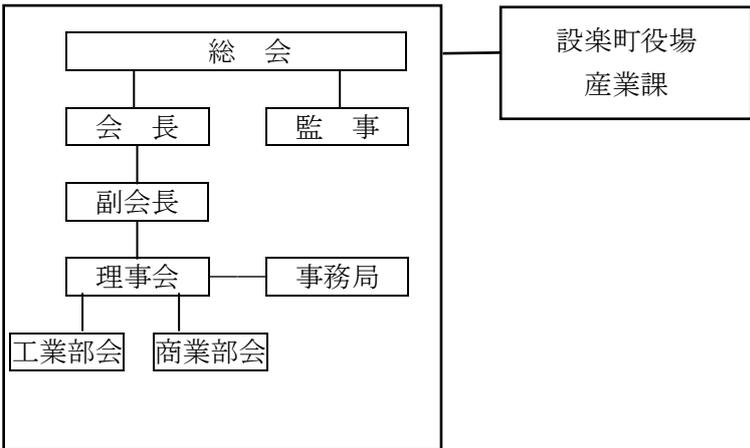
上記評価委員会での検討結果を踏まえ、評価・見直し案を商工会理事会にて決定し、総会において会員へ報告し承認を受ける。

③経営発達支援計画の事業成果等の公表

経営発達支援計画の事業成果・評価・見直しの結果については、当会ホームページでその内容を掲載、公表する。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制	
(令和2年11月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の経営発達支援事業実施に係る体制/関係市町村の経営発達支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制等)	
	<ul style="list-style-type: none">■ 商工会組織 会員：167名 会長：1名 副会長：2名 理事：18名 監事：2名■ 事務局 事務局長：1名 法定経営指導員：1名 補助員：1名 記帳職員：1名
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第7条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
① 法定経営指導員の氏名、連絡先	
■ 氏名：加藤 智己 ■ 連絡先：設楽町商工会 TEL. 0536-62-0004	
② 法定経営指導員による情報の提供及び助言	
経営発達支援事業の実施・実施に係る指導及び助言、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・見直しをする際の必要な情報の提供等を行う。	
(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先	
① 商工会/商工会議所 〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字上原2番地6 設楽町商工会 TEL. 0536-62-0004 / FAX. 0536-62-1504 e-mail sitara@aqua.ocn.ne.jp	
② 関係市町村 〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地 設楽町 産業課 TEL. 0536-62-0527 / FAX. 0536-62- e-mail sangyo@town.shitara.lg.jp	

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
調査費	400	400	400	400	400
支援費	300	300	300	300	300
セミナー開催費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
①小規模事業経営支援事業費補助金（愛知県） ②商工会活動費補助金（設楽町） ③会費（商工会員） ④手数料収入、使用料収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

